

# 外国人受入環境整備交付金Q & A（令和3年1月版）

## 【総論】

**Q 1** 一元的相談窓口とはどのようなものですか。

(答) 一元的相談窓口は、在留外国人から在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る相談を対面又は電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う相談窓口です。

**Q 2** どの地方公共団体が交付金の対象となりますか。

(答) 全ての都道府県及び市町村（地方自治法第281条第1項の特別区を含む。）が交付金の対象です。

**Q 3** 都道府県や他の市町村と共同で一元的相談窓口を設置・運営する場合（以下「共同方式」という。）についても、交付金の対象となりますか。

(答) 2以上の地方公共団体が共同で設置・運営する一元的相談窓口についても交付金の対象としています。この場合の交付限度額及び交付率については、交付要綱別表1又は別表2を参照してください。

**Q 4 共同方式とはどのようなものですか。**

(答) 複数の地方公共団体が、地方自治法に規定する共同処理に係る取決め又は関係地方公共団体間の任意の事務協定により、一元的相談窓口を共同で設置・運営をするものです。運営の形態としては、次のものが考えられます。

○ 中心市町村集約方式

構成自治体のうち、中心となる市町村の相談窓口相談業務を集約する方式

「中心市町村集約方式」には、中心市町村に相談業務を完全集約する方法と、中心市町村以外の構成市町村も相談業務を継続しつつ、対処困難な相談については、中心市町村と協力して対応する方法があります。

○ 相談員巡回方式

共同して相談員を雇用し、その相談員が各構成市町村を巡回して相談業務を行う方式

○ 相互乗入方式

各市町村がそれぞれ相談員を雇用・配置し、各市町村の相談窓口は、当該市町村の住民のみならず、他の構成市町村の住民からの相談についても応じる方式

**【交付条件】**

**Q 5 11言語以上で対応できる体制でなければ交付金の対象にはならないのですか。**

(答) 原則として11言語（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・フィリピン語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語）以上の対応とし、地域の実情に応じてクメール語（カンボジア語）、ミャンマー語及びモンゴル語の対応に努めることをお願いしています。なお、最低限対応すべき11言語については、地域の実情に合わせて、よりニーズの高い言語に変更していただくことも可能です。

通訳人については、11言語に対応していなくても差し支えありません。近年の翻訳機は30言語以上に対応している機種もあるので、翻訳機を整備して11言語以上に対応していれば、交付金の対象となります。

**Q 6 交付条件として、「通年にわたり、無料で相談に応じることとしていること」とありますが、相談窓口を開設する日数等の目安はあるのですか。**

(答) 一元的相談窓口は、日本の法令・習慣等に不慣れな外国人が、できる限り母国語で相談し、行政手続等の生活のために必要な情報を速やかに取得できる環境を整備することにより、外国人の不安を解消するとともに、外国人に社会のルールや習慣等を守っていただくための機能を備えることが期待されます。

したがって、原則として年間を通して週5日以上開設していただくことを想定していますが、週5日以上開設することが困難な特段の事情がある場合は、法務省に個別に相談してください。

**Q 7 交付条件として、「日本語教育組織に関する情報提供に努めること」とありますが、具体的にどのような取組を行うことになりますか。**

(答) 外国人が日本語によるコミュニケーションが可能となることは、日本社会の一員として円滑に生活していくために重要です。

現状においても、外国人から日本語学習関連の相談や情報提供を求められた際には、地域の日本語教室を紹介するなど適切に対応していただいていると思いますが、今後も引き続き積極的に情報提供していただくようお願いするものです。

**Q 8 交付条件として、「日本人からの多文化共生社会の実現に資する相談対応について、適切に対応すること」とありますが、具体的にどのような取組を行うことになりますか。**

(答) 通常、一元的相談窓口では、外国人に対する情報提供や相談に応じていただいていると思いますが、日本人の中には、例えば、雇用する外国人従業員など身近な外国人に代わって情報提供を求めたり、相談などをする場合があると思われます。そのような日本人からの相談についても、内容に応じた適切な対応をしていただくようお願いするものです。

**Q 9 一元的相談窓口を設置・運営するために、外国人受入環境整備交付金の他に、国の補助金等の交付を受けることはできますか。**

(答) 交付要綱第5にあるとおり、国の他の補助金等の交付を受けている事業が、一元的相談窓口と同一の事業と評価できる場合には、相談窓口の設置場所が異なり、経費の切り分けができる場合であっても、本交付金の交付を受けることはできません。

特に、地方創生推進交付金を受けて外国人向けの相談窓口を設置・運営している場合は、本交付金と同一の事業と評価できる可能性があることから、申請前に法務省に相談してください。

**Q10 「過去に整備事業の交付を受けた地方公共団体については、法務大臣が特別の事情があると認める場合に限り、交付する。」とありますが、具体的に、どのような場合が「特別の事情がある」場合に該当しますか。**

(答) 「特別の事情」については個別の判断となりますので、法務省にお問合せください。

なお、「特別の事情がある」として交付が認められる場合、交付要綱に定めがあるとおり、各地方公共団体の交付限度額は過去の交付額を含めて算出しますので、その範囲内での交付となります。

#### **【交付金の対象】**

**Q11 地方公共団体が複数の一元的相談窓口を設置・運営している場合、それらの総額で事業費を計上して交付金を受けることはできますか。**

(答) 可能ですが、1つの地方公共団体が受けられる交付金の限度額を超えることはできません。

**Q 12 地方公共団体が援助する外郭団体が一元的相談窓口を運営している場合で、当該一元的相談窓口の運営に対し財政的な支出を行っていないときでも交付金の対象になりますか。**

(答) 交付金の対象となる経費は地方公共団体が負担する経費を対象としていますので、当該地方公共団体が一元的相談窓口の運営に対して具体的な支出を行わない場合は、交付金の対象にはなりません。

**Q13 地方公共団体が一元的相談窓口業務を委託している場合や、一元的相談窓口業務を行う団体に補助金等を交付している場合も交付金の対象になりますか。**

(答) 委託，補助金等（交付金及び負担金を含む。）の交付及び指定管理料の支出についても交付金の対象としています。

ただし，一元的相談窓口の整備・運営経費として，他の事業と明確に区分された範囲に限られます。

**Q14 整備事業・運営事業に含まれる経費は，それぞれ具体的にどのようなものがありますか。**

(答) 整備事業については，例えば，新たに一元的相談窓口を開設し又は既に設けている窓口を拡充する場合に必要な什器，翻訳機，通信機器，通信回線設置などの費用が想定されます。運営事業については，例えば，相談員の報酬，翻訳ソフトウェアの利用料，情報提供のための資料の作成費用などが想定されます（従来から実施しているものも対象になります。）。

なお，交付対象経費とするのは，事業を実施するに当たり真に必要な仕様・数量のみであり，法務省において，申請された事業内容を個別に審査して判断することとなりますので，相談需要等を踏まえて十分に精査した上で申請してください。委託，補助金等（交付金及び負担金を含む。）の交付及び指定管理料の支出により事業を実施する場合も同様です。

**Q15 既に一元的相談窓口を設けている場合，どのようなことが「拡充」として認められますか。**

(答) 「拡充」とは，相談体制の拡大・充実を図るものを想定しており，単に既存の体制を同規模で置き換えることは「拡充」には該当しないものとしています。したがって，翻訳機の新規導入，相談カウンターの増設などが「拡充」に当たると考えられます（実際の適否については，申請された事業内容を個別に審査して判断することとなります。）。

**Q16 令和3年度中に交付決定を受ける場合は，いつまでに交付金事業を完了させる必要がありますか。**

(答) 交付金の交付を受けるには，令和4年3月末日までに事業を完了していただく必要があります。

**Q17 整備事業の事業完了日の考え方について教えてください。**

(答) 事業完了日の考え方については、次のとおりです。

- 地方公共団体が直接事業を実施している場合  
整備した物品等が全て納入され、検査確認をした日（支出が完了した日ではありません。）。
- 地方公共団体が国際交流協会等へ事業の全てを委託している場合  
委託先からの事業完了報告について検査確認をした日（支出が完了した日ではありません。）。
- 間接交付金事業者へ補助金等を交付している場合  
間接交付金事業者への補助金等の支出が完了した日（全額を概算払をしている場合は、補助金等の額の確定を行った日となります。）。

**Q18 この交付金は、来年度以降も募集がありますか。**

(答) 一元的相談窓口の整備・運営状況等を踏まえて検討することとなります。

**Q19 交付決定よりも前に支出した経費についても、遡って交付金を受けることはできますか。**

(答) 交付決定以前に支出した経費については、交付金の対象とはなりません。

**Q20 一元的相談窓口を設置する予定はありませんが、一般の窓口や事務室等に通訳人を配置したり翻訳機器を導入したいと考えています。この場合の通訳人に要する経費や翻訳機器の導入経費は交付金の対象となりますか。**

(答) 本交付金は、一元的相談窓口の整備・運営のために必要となる経費が対象となりますので、同窓口を設置しない場合は交付金の対象とはなりません。

## 【交付金の申請手続等】

Q21 令和3年度の外国人受入環境整備交付金については、正式公募に先立って「事前相談の受付」、「採択の内示」があるということですが、それぞれ、どのような意味ですか。また、「採択の内示」を受けていないと正式に応募することはできないのですか。

(答) 交付金の申請を予定している地方公共団体は、事前相談の受付期間内に事業計画書等の必要書類を提出してください。当該事業計画について審査を行い、交付金を交付することが可能な額を「採択の内示」としてあらかじめお知らせします。「採択の内示」を受けた地方公共団体について優先的に交付を決定し、「採択の内示」を受けていない地方公共団体については、予算の範囲内で、申請書が法務省に到着してから30日以内を目処に交付を決定する予定です。

Q22 市町村が交付申請を行う場合は、都道府県を通して行う必要がありますか。

(答) 都道府県経由ではなく、法務省に直接交付申請を行ってください。

Q23 共同方式で申請する場合、交付金の申請名義はどうなりますか。また、交付金は、代表する地方公共団体に一括して交付されるのですか。

(答) 申請名義は、共同方式に参加する地方公共団体の連名となります。交付金は各参加地方公共団体に個別に交付します。

Q24 今回の募集に間に合いませんが、令和3年度内に2次募集はありますか。

(答) 当初募集の状況等を踏まえて検討することとなり、現時点では未定です。

**Q25 交付金を申請する際、どのような書類を提出する必要がありますか。**

(答) 申請書のほか、事業計画書及び事業内容・必要経費を疎明する資料の提出を求めることとしています。例えば、歳入歳出予算（見込み）書抄本、契約書を作成する予定がある場合は契約書（案）抄本、間接交付金事業者が交付金事業を行う場合は間接交付金事業者が作成した事業計画書抄本、間接交付金事業者が交付金事業を行う場合でかつ間接交付金事業者が契約書を作成する予定がある場合は契約書（案）抄本等が該当します。

なお、審査の状況により、上記以外の資料の提出を追加で求めることもあります。

**Q26 交付要綱の別紙様式1-1と1-2において歳入歳出予算が計上される（予定である）ことが分かる書類（例：歳入歳出予算（見込み）書抄本）、及び同7-1並びに7-2において歳入歳出決算（見込み）額が分かる書類（例：歳入歳出決算（見込み）書抄本）をそれぞれ提出することとされていますが、例示されているもの以外ではどのようなものがありますか。**

(答) 歳入歳出予算が計上される（予定である）ことが分かる資料としては、予算説明書・予算積算内訳書等、また、歳入歳出決算（見込み）が分かる資料としては、事業に係る収支計算書等が想定されます。

**Q27 共同方式で申請する際に必要な手続はありますか。**

(答) Q25 の回答に示した書類に加えて、地方自治法に規定する共同処理に係る取決め、関係地方公共団体間の任意の事務協定といった、共同で一元的相談窓口を設置・運営することを証明する資料の提出が必要となります。

**Q28 申請からどれくらいで交付金を受けることができますか。**

(答) 交付申請を受理してからおおむね30日以内に交付決定することとしています。

なお、交付金は原則として精算払としていますが、運営事業については事業期間が長期であることを踏まえ、概算払で支払うことができます（ただし、概算払については、会計法令に基づく承認が得られることが前提となります。）。



**Q29 実績報告では、どのようなことについて報告する必要がありますか。**

(答) 交付金事業の実施結果について、同事業に要した経費のほか、一元的相談窓口における相談件数についても報告していただきます。

**Q30 提出する各種書類について、公印は必要ですか。**

(答) 法務省として公印を求めるものではありませんので、地方公共団体の判断で公印を省略して差し支えありません。その場合は、電子メールによる送付をもって、本信に代えることができます。

**【新型コロナウイルス感染症に関する特別な対応について】**

**Q31 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供・相談対応に関して特別な対応をする場合（以下「新型コロナウイルス対応」という。）の交付限度額はいくらになりますか。**

(答) 運営事業について、交付要綱で定めている地方公共団体の交付限度額の倍額となります。

**Q32 当市は、外国人のための一元的相談窓口を設置していませんが、新型コロナウイルス対応を行うことを計画しています。このような場合でも交付を受けることはできますか。**

(答) 本交付金は、一元的相談窓口を設置していることが前提となるため、一元的相談窓口を設置し、当該一元的相談窓口の機能の一つとして新型コロナウイルス対応を行っていただくことが交付の条件となります。

**Q33 当市では、通常の一元的相談窓口の運営予算は国際課の予算で計上しているところ、新型コロナウイルス対応については、国際課ではなく保健課の予算で措置することとなりますが、その場合も交付を受けることはできますか。**

(答) 一元的相談窓口で行う新型コロナウイルス対応に要する経費であれば、予算計上する部署が異なっても問題ありません。